

オープンカウンター方式見積参加条件

オープンカウンター方式に参加することができる者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の各号に掲げる制度が適用されるものにあつては、この入札の入札提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (4) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 労働関係法令を遵守している者であり、過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。